

かながわの地域日本語教育の施策の方向性に関する有識者会議設置要綱

(設置)

第1条 改正出入国管理及び難民認定法の施行に伴い、今後も在留外国人の増加が見込まれることから、日常生活を営む上で必要となる日本語能力が十分でない外国人に対する本県の施策の方向性について、日本語教育の有識者等の意見を聴取し協議するため、かながわの地域日本語教育の施策の方向性に関する有識者会議（以下、「有識者会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 有識者会議は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) かながわの地域日本語教育の施策の方向性に関すること。
- (2) その他、かながわの地域日本語教育に関すること。

(委員)

第3条 有識者会議は、次の委員で構成する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 市町村の代表者
- (4) その他、日本語教育に関する知見を有する者

委員の一覧は別紙のとおり

2 委員の任期は令和元年度末までとする。

ただし、令和2年度以降も有識者会議を開催する場合は、再任を妨げない。その場合の任期は、別途委員へ通知する。

(座長)

第4条 有識者会議に座長を置く。

2 座長は、委員の互選により定める。

(意見の聴取)

第5条 有識者会議において、必要があると認められるときは、その会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(有識者会議の終期)

第6条 有識者会議の意見を踏まえて策定される、「かながわの地域日本語教育の施策の方向性」が策定されるまでとする。

(事務局)

第7条 有識者会議の事務局は、国際文化観光局国際課に置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営その他有識者会議に関し必要な事項は、座長が定める。

附則

この要綱は、令和元年12月16日から施行する。